

3. 用語及び定義

本規程では、民間規格で従来から用いられてきた用語を使用している。品管規則及び解釈の用語との対応関係を表-1「品管規則及び解釈の用語との対応表」に示す。

表-1 品管規則及び解釈の用語との対応表

| 品管規則及び解釈 | JEAC 4111-20XX | 説明 |
|--------------------|-----------------------------------|--|
| 品質マネジメントシステム | 原子力安全のためのマネジメントシステム(「マネジメントシステム」) | JEAC 4111-2013 の発刊時に、原子力安全が品質であることから、品質マネジメントシステムを原子力安全のためのマネジメントシステムとした。 |
| 品質マネジメント文書 | マネジメント文書 | 上記と同様に「マネジメント文書」と表現した。 |
| 経営責任者 | トップマネジメント | JEAC 4111-2003 の発刊以降、「組織の代表者」として、この用語を使用してきたので、これを継続することとした。 |
| 個別業務 | 業務 | 個別を付けなくても意味は変わらないことから(業務の定義に同義である旨を記載)業務に統一した。 |
| 個別業務又は機器等 | 業務・原子力施設 | 上記及び「原子力施設」の用語の定義より、同じ意味と解釈した。 |
| 原子力の安全 | 原子力安全 | 文書のつながりから記載分けが必要な箇所もあるが、原則として「原子力安全」とした。 |
| 保安活動 | 業務又はマネジメントシステム | 保安活動を構成する個々のプロセスを実施することが業務(又はその集合体であるマネジメントシステム)であることから、「業務(又はマネジメントシステム)」とした。 |
| 健全な安全文化を育成し、及び維持する | 健全な安全文化を醸成する | 他産業も含め定着した用語であることから継続して使用することとし、意味を「3.用語及び定義」で解説した。(第1部「3.2 安全のためのリーダーシップ」注記1参照) |
| 実効性を維持する | 有効性の継続的な改善 | 「品管規則の解釈では、「実効性を維持する」とは業務の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画通りに業務を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることとして、パフォーマンスに重点を置いた記載としている。本規程では、従来から使用している「有効性」の用語を用いるが、「有効性の継続的な改善」は、業務の目的を達成できるよう計画を立案し、計画どおりに業務を実施した結果、計画段階 |

| 品管規則及び解釈 | JEAC 4111-20XX | 説明 |
|------------------------------|----------------|---|
| | | <p>階で意図した結果の達成状況を評価し、更に計画を見直し継続的に達成の程度を向上させていくことであるから、「実効性を維持する」と同義である。</p> <p>なお、品管規則の「実効性を維持する」以外の「実効性」を用いた表現に対する本規程の表現について、品管規則では、「実効性の確保」、「実効性のある方法」等、様々に表現されているのに対し、本規程では、民間規格としての継続性、及び実務の混乱を避ける必要性から、「有効性」、「効果的であることを確実にする」、「効果的な方法」などの表現を用いているが、意図する内容は、品管規則と同等である。</p> |
| 運用状況，実施状況 等 | パフォーマンス | <p>JIS Q 9000:2015にも「測定可能な結果」と定義され、民間でも定着した一般的な用語であることから、品管規則及び解釈における「運用状況」、「実施状況」等の表現も文脈に応じて「パフォーマンス」と読み替えた。</p> |
| 他の措置 | 他の措置，他の処置 | <p>措置と処置では意味が異なることから、本規程では趣旨に合わせ適切に使い分けることとした。</p> |
| (安全文化についての) 弱点のある分野及び強化すべき分野 | 劣化兆候 | <p>安全文化として、民間で定着している用語を使用した。</p> |
| 自己評価 | 自己アセスメント | <p>自己評価の場合は、アセスメントに統一した。</p> <p>アセスメントの用語及び定義で、明確にした。</p> |
| 審査，評価 等 | レビュー | <p>品管規則及び解釈では、「レビュー」を審査，評価等の用語に置き換えられているが、JEAC 4111ではJIS Q 9000に定義されている「レビュー」の使用を継続した。</p> |
| 情報の収集等 | コミュニケーション | <p>一般的な用語として、「コミュニケーション」の使用を継続した。</p> |
| 偽造品又は模造品等 | 偽造品，不正品等 | <p>「偽造品，不正品等」は、IAEAの文献(NP-T-3.26)から翻訳し引用したものであるが、「偽造品又は模造品等」と意味は同じである。</p> |